

# 四日市市危機管理指針

四日市市

平成25年4月

第1.1版

# 目次

第1章 総則	1
第1節 目的	
第2節 対象とする危機	
第3節 責務	
第2章 危機管理体制	2
第1節 危機管理マニュアルの作成	
第2節 危機管理担当者	
第3節 危機対応レベル	
第4節 危機対応のための体制	
第3章 平常時の危機管理	8
第1節 危機管理能力・意識の向上	
第2節 平常時の業務	
第4章 危機発生時の対応	10
第1節 初動措置	
第2節 注意体制（通常業務の範囲）と判断された場合の対策	
第3節 警戒体制（部局対応が必要な危機）と判断された場合の対策	
第4節 非常体制（甚大な規模の危機）と判断された場合の対策	
第5節 広報・情報提供活動	
第5章 危機収束時の対応	13
第1節 安全確認	
第2節 被害者への支援等	
第3節 事後評価と危機対応力の向上	
改訂履歴	14
別表 危機管理マニュアルの基本項目と構成例	15
< 参考資料 >	
危機発生時対処フロー図	17
危機発生時の連絡系統図	18
危機情報連絡票	19

## 第1章 総則

### 第1節 目的

#### 1 目的

「四日市市危機管理指針」(以下「本指針」という。)は、危機発生時における、または発生するおそれがある場合に、市民及び滞在者(以下「市民等」という。)の生命、身体、財産への被害を防止・軽減するため、平常時における事前対策並びに応急対策、事後対策の確実な実施を含め、本市における危機管理の枠組みを示すものである。

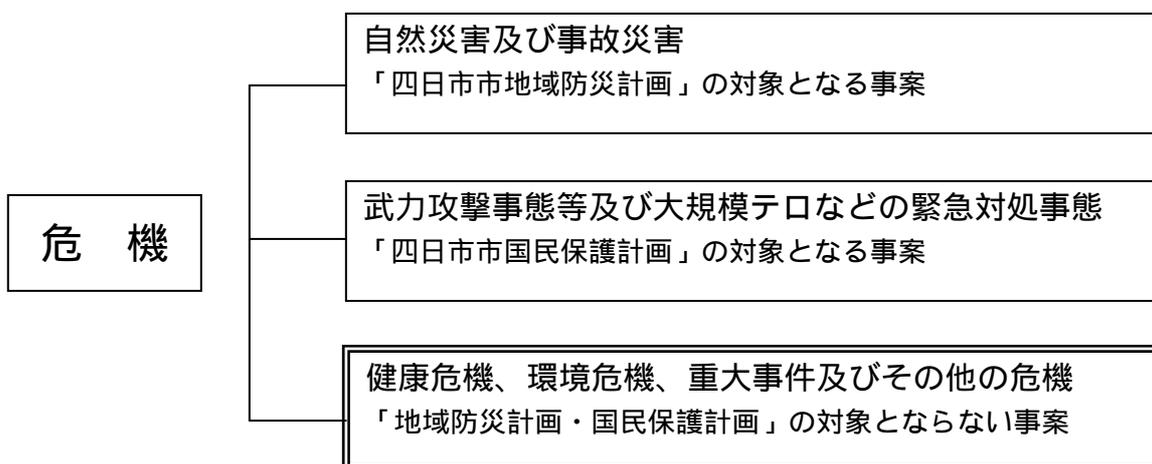
#### 2 基本的な考え方

本指針は、危機発生未然防止及び、危機発生時または発生のおそれがある場合の対応について、一般的な原則等を定め、全庁的に考え方の統一を図るものであり、個々の危機への対処方法を個別具体的に定める計画ではなく、共通の考え方を示すことで、全庁的な危機管理の仕組みづくりを目指すためのガイドラインとなるものである。

### 第2節 対象とする危機

#### 1 危機

本指針に定める危機とは、「市民等の生命、身体、財産に直接的かつ重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある緊急の事態」をいい、以下のとおり大別する。



#### 2 危機管理

危機管理とは、市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、危機発生の予防、発生時の迅速かつ的確な対応、速やかな市民生活の回復を図ることをいう。

#### 3 対象とする危機

本指針は「健康危機、環境危機、重大事件及びその他の危機」について対処方針を定めるもので、「自然災害及び事故災害」及び「武力攻撃事態等及び大規模テロなどの緊急対処事態」については、「四日市市地域防災計画」及び「四日

市市国民保護計画」に基づき対処する。

ただし、財政危機、経済危機、市の組織運営危機など被害が直接的、突発的で  
ない事態は本指針の対象から除くものとする。

また、想定される危機及びその危機を所管する部局は、次のとおりとする。

想定される危機と所管部局（主たる対応部局）

想定される危機		所管部局
健康危機	重大な感染症	健康福祉部
	大規模な食中毒	
	食品・医薬品による健康被害	
	毒劇物漏洩、流出	
	学校給食による健康被害（食中毒、アナフィラキシーなど）	教育委員会
	水道水による健康被害	上下水道局
	家畜伝染病（BSE・鳥インフルエンザなど）	商工農水部
環境危機	大気・水質・土壌などの環境汚染事故	環境部
	産業廃棄物の不法投棄	
重大事件	爆発物・乱射等による事件	危機管理室
	暴動・凶悪連続犯罪等の重大事件の発生	
	イベント開催に関わる事件・事故	開催部局
その他の危機	市長などへの危害	政策推進部
	不発弾の処理（事業・工事等の関連）	事業部局
	不発弾の処理（民間開発等）	危機管理室
	ライフラインの大規模な停止	危機管理室
	異常湧水	上下水道局
	大規模な断水	
	市が管理する公共施設等における事件・事故	施設管理部局
	公共工事における大規模な事故	事業部局
	大規模事業所における事故	商工農水部
	学校施設・児童生徒に対する事件・事故	教育委員会
	修学旅行をはじめとした県外学習中の事故	
	児童生徒による重大な犯罪	
	保育園・幼稚園における事件・事故	こども未来部
	福祉施設等における事件・事故	健康福祉部
	地区市民センター・楠総合支所における事件・事故	市民文化部
サイバーテロ等による情報システムの事件・事故	総務部	

\* 所管部局が不明確、または複数にまたがる場合は、危機管理監が所管部局  
または主たる対応部局を決定する。

危機発生時における連絡システムのフローについては、P 18に記載する。

## 第3節 責務

### 1 危機管理監の責務

危機管理監は、市の危機に対する管理能力向上のための企画、調整を行うとともに、全庁的な対応が必要な危機が発生した場合は、関係部局及び関係機関が連携して効果的な対策が講じられる体制を構築しなければならない。

### 2 各部局の責務

各部局は、四日市市事務分掌条例等に規定する事務分掌に従い、定められる危機ごとの責任部局であり、当該危機の危機管理を行う。

部局が所管する事務に関連して想定される危機に備え、別表に基づき危機管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、予防措置に努めるとともに、危機の発生時にはマニュアルに基づき迅速・的確な対策を講じなければならない。

### 3 職員の責務

職員は、自らの職務及び職責に応じて、常に起こり得る危機を想定し、その対策について検討するとともに、情報の収集や訓練などを通じ、必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

## 第2章 危機管理体制

### 第1節 危機管理マニュアルの作成

#### 1 マニュアルの作成

各危機に対応する部局は、所管する事務に関する平常時の危機管理、危機発生時の対応及び危機収束時の対応を迅速かつ的確に行うため、それぞれの危機ごとに対応するマニュアルを作成することとし、危機管理室はこれを支援する。

なお、マニュアルの作成にあたっては、関係部局及び関係機関等と十分協議・調整することとし、作成後は速やかに危機管理室に報告する。

#### 2 マニュアルの見直し

各部局は、関係法令の改正、本指針の改正、事後評価等によるマニュアルの見直しを適宜適切に行う。

なお、マニュアルの見直しを行った場合は、速やかに危機管理室に報告するとともに、関係部局、関係機関に周知する。

#### 3 指定管理者を導入している場合等のマニュアル作成及び運用基準

(1) 指定管理者を導入している場合は、市と指定管理者が協議のうえ市側の所管部局が、当該業務または施設に係るマニュアルを作成し、共同で研修・訓練などを実施する。

- (2)業務委託を行っている場合は、当該業務または施設に係るマニュアルを市側の所管部局が作成するとともに、受託業者の研修・訓練を実施する。
- (3)当該業務または施設に係る危機が発生した場合には、市側の所管部局は主体性をもって当該危機に対処する。

## 第2節 危機管理担当者

### 1 危機管理監

危機管理監は、市長の指揮を受け、四日市市における危機管理対策を強力に推進するため、各部局と連携を図りながら、危機管理に関する事務を統括する。

また、必要に応じ、市長に対し、危機管理対策に関する必要な措置について意見具申を行う。

危機発生時には、庁内の危機管理体制の統括、総合調整、関係機関との連携を図る。

### 2 危機管理責任者(部局長)

各部局の長は、危機管理責任者として、部局における危機管理体制の整備、及び部局が所管する危機事象への適切な対応に関して、責任を負う。

また、危機を所管する所属の長に対して、マニュアルの作成を指示する。危機発生時には、部局が行う危機対策の指揮をとる。

### 3 危機管理主任(所属長)

各所属の長は危機管理主任として、所属における危機管理体制の整備、及び所管する危機事象への適切な対応に関して責任を負う。また、部局における危機管理に関し、危機管理責任者を補佐し、部局内の各所属間及び部局間の調整を図る。

危機発生時には、危機管理責任者を補佐し、適切な対応に資せるよう、所属職員を指揮監督する責任を負う。

### 4 危機管理室

危機管理室は、危機管理監を補佐し、市が行う危機管理対策の中心となり、全庁的な視点での危機事態に関する情報の収集や各部局が行う危機管理に対し、支援・協力を行う。

また、報告された危機情報や対応結果情報を集約分析して、全庁的に共有化を図るとともに、職員の危機管理意識の高揚や対応能力の向上を図るために行う教育訓練を企画、実施する。

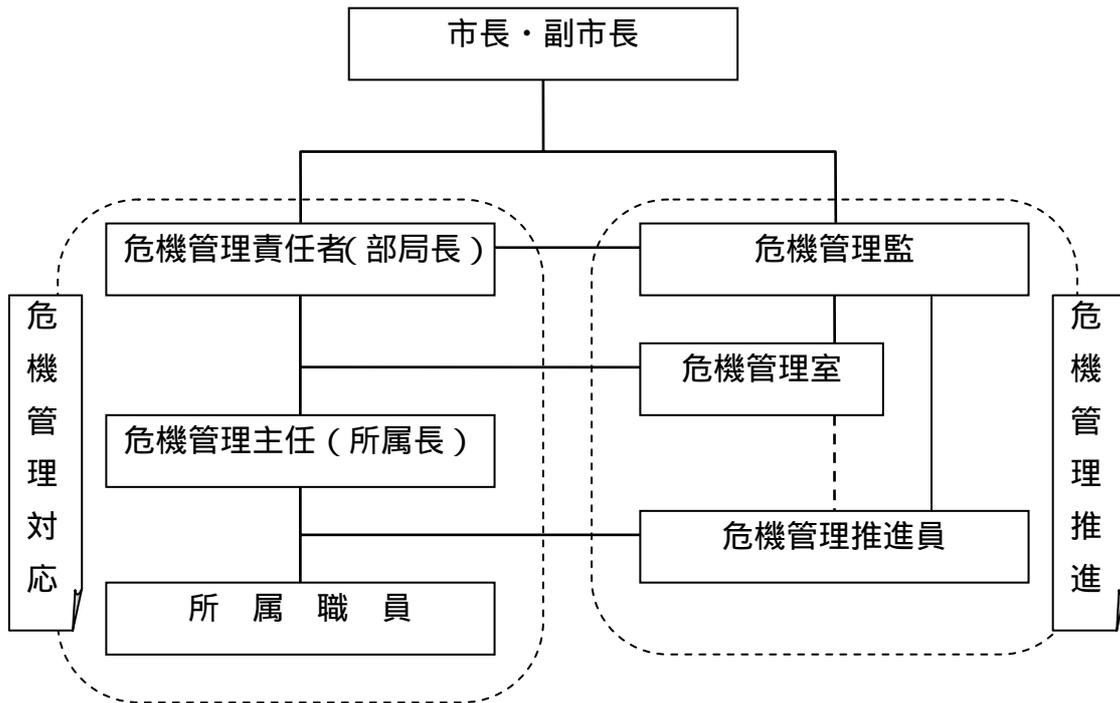
危機発生時には、危機管理監が臨機の措置を講じられるよう補佐する。

### 5 危機管理推進員(情報責任者)

部局及び所属における危機管理に関して、部局内の各所属間の調整を図りながら、危機管理対策を積極的に推進するため、所属内に危機管理推進員をおくものとし、危機管理推進員は所属長が指名する。

危機発生時には、危機管理主任を補佐し、情報責任者として危機情報を整理し、一元的に管理する。

危機管理担当者概念図



### 第3節 危機対応レベル

危機に対し適切な対応をするため、その状況や被害の規模に応じて次のように分類する。

危機対応レベル	定義
注意体制 (通常の業務体制の範囲内)	危機の兆候、軽微な人的・物的被害の発生など通常の業務体制で十分対応が可能な規模の危機。
警戒体制 (部局対応が必要な危機)	緊急な対応の必要、重大な人的・物的被害の発生など通常の業務体制では対応が困難な規模で、部局での対応が必要と判断される危機。
非常体制 (甚大な規模の危機)	状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が甚大で、全庁的な対応が必要な危機。

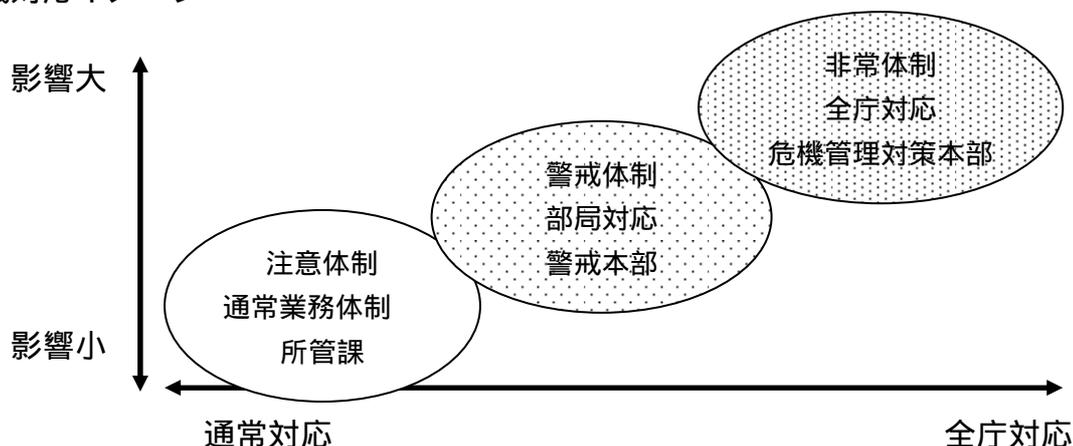
## 第4節 危機対応のための体制

### 1 危機に対応する体制

各危機に対して、迅速かつ的確な対応が行えるよう、危機対応レベルごとに危機管理体制をとるものとする。

危機対応レベル	危機管理体制
注意体制 (通常の業務体制の範囲内)	それぞれの危機に対応する所管課
警戒体制 (部局対応が必要な危機)	危機の所管部局長を本部長とする警戒本部を設置
非常体制 (甚大な規模の危機)	市長が危機管理対策本部を設置

### 危機対応イメージ



### 2 警戒本部

警戒本部での役割は次のとおりとする。

- (1) 所管の部局は、当該危機に対応するため部局長（危機管理責任者）を長とする警戒本部を設置する。
- (2) 危機管理監は、警戒本部の運営を補佐し、危機管理体制を統括する。
- (3) 消防長は、四日市市警防規程等に定める災害等の危機発生時に、必要に応じ、主に危機対応の活動面において警戒本部長を補佐する。
- (4) 所管部局の職員は、マニュアルに定めるそれぞれの役割に応じて、迅速かつ的確に対処し、危機の収拾に当たる。
- (5) 関係部局の職員は、警戒本部の運営に係る事務を補佐し、助言及び支援を行う。

### 3 危機管理対策本部

危機管理対策本部の構成は次のとおりとし、当該危機の規模に応じて四日市市地域防災計画の職員配備体制を準用する。

#### 四日市市危機管理対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長 危機管理監
特別本部員	総務部長
	政策推進部長
	都市整備部長
	消防長
	上下水道事業管理者
本部員	教育長
	財政経営部長
	市民文化部長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	商工農水部長
	環境部長
	会計管理者
	議会事務局長
	監査事務局長
	病院事務長

また危機管理対策本部の庶務は、危機管理監危機管理室において処理する。

#### 4 緊急対応が必要な場合等の主たる対応部局の決定と対応

- (1) 所管部局が明らかでない危機が突発的に発生し、緊急対応が必要となった場合は、危機管理監が主たる対応部局を決定する。
- (2) 所管する部局が複数に及ぶ危機が発生した場合、危機管理監が主たる対応部局を決定し、主たる対応部局を中心に関係部局が連携・協力して対応する。
- (3) 主たる対応部局決定までの間は、危機管理監が初動対応を行う。
- (4) 危機管理監は主たる対応部局の決定にあたり、必要に応じて関係部局と協議を行うとともに市長・副市長の指示を仰ぐものとする。

#### 5 業務継続

大規模災害や国民保護法が想定する有事、新型インフルエンザ等の感染症、その他の市民生活に甚大な影響を与える危機の発生時において、市民生活に密着する行政サービスの提供や市の基幹業務などは、危機発生時においても継続して実施することが求められており、このような危機発生時において、市として実施すべき業務をなるべく中断させず、また中断した場合においても、早急の復旧を行うため次の点について検討、整理を行い業務継続の取り組みを進めることとする。

- (1) 各部局は、危機発生時に非常時優先業務を把握すること。
- (2) 各部局は、非常時優先業務を実施するに際して支障となるような資源(職員や資機材等)を把握すること。
- (3) 危機発生時には、必要に応じて、部局間での職員の配備に関して、応援・受援を行うこととし、そのための準備(動員可能人員の把握や応援、受援の方針の確認など)を行うこと。

非常時優先業務:「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」を合わせた業務で、大規模災害等の発生時に市として実施・継続すべき業務。

### 第3章 平常時の危機管理

#### 第1節 危機管理能力・意識の向上

##### 1 各部局の危機管理能力の向上

各部局は、危機発生時の被害や影響を回避・軽減するため、常に危機に対応できるよう起こり得る事態を想定し、マニュアルの実効性を高めるためそれに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて備え、必要な訓練を行う。

##### 2 職員の危機に対する意識の向上

職員は、自己の職務や職務によって必要な危機管理の知識や技術の向上に努める。

また、職員の危機に対する意識の向上を図るため、危機管理室は、職員研修所と連携し危機管理一般に関する研修を行い、各部局は、関係部局と連携し個別の危機を想定した研修を行う。

##### 3 市民に対する危機意識の啓発

各部局は、危機発生防止や、危機発生時の被害軽減が図られるよう、市民に対し具体的な危機の発生を想定した啓発を実施する。

#### 第2節 平常時の業務

##### 1 危機事象による被害等の想定

各部局は、所管する危機事象およびその対策の現状を把握するとともに、把握した現状を基に、その被害の程度と影響の大きさ等を想定し、マニュアルに明記する。

##### 2 平常時における情報の収集及び伝達

各部局は、通常業務で収集できる情報を積極的に収集し、その内容が危機に発展しないかその情報を分析し、迅速な対応が取れるよう努める。

### 3 夜間・休日等の連絡体制の整備

各部局は、夜間休日等においても情報の収集・伝達が行えるよう連絡体制を整備する。

### 4 危機予防対策の実施

各部局は、関連部局と協力し、適宜適切に、次の危機予防対策を講じる。

#### (1) 点検活動

各部局は、危険な状況を生じさせる原因となるものを排除するため、安全点検等の日常の維持管理を行うとともに、危機の対象となるものの調査等を実施する。

#### (2) 市民への広報

危機の発生のおそれがある時、発生を回避したり、市民の不安を解消したりするために、市民にホームページや広報等で迅速・的確な情報提供に努めるとともに、市民からの問合せの窓口を設置する。

##### 発信内容

- ・危機予測情報や注意喚起情報
- ・危機を予防するための行動の留意点

##### 発信上の留意点

情報の収集や情報の内容確認等は、各部局の情報責任者が中心となっ  
て行い、市民に対する広報や報道機関に対する情報提供は、広報広聴課  
と連携し行う。

危機予測情報や注意喚起情報を発信する場合、各部局は情報の事実確  
認等を慎重に行うとともに、いたずらに市民の不安を助長することがな  
いよう配慮する。

### 5 関係機関との連携

各部局は、危機管理に関し平常時より、関係機関と連携し情報収集等に努  
めるとともに、危機発生時においても連携して迅速・的確な対策が実施でき  
るよう関係機関の窓口、連絡先を把握する。

### 6 資機材の整備

各部局は、危機の発生に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。備蓄に適  
さない物資については、関係者と協議し円滑な調達を図れるように調整する。

## 第4章 危機発生時の対応

### 第1節 初動措置

#### 1 情報の収集

各部局は、危機発生時または発生のおそれがある場合、警察・消防その他  
関係機関の協力を得て、正確・迅速に情報を収集する。

収集した情報、対策の実施状況についての情報、被害状況等の情報は、各部局において一元的に管理し、事態の推移に伴う対策等の判断の基礎にするとともに、危機収束後には評価の資料とする。

## 2 情報の伝達

各部局は、予め確立した連絡体制により収集した情報を速やかに部局長に報告する。

なお、危機発生時には迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで極めて重要であるため、断片的な情報であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。

報告する内容は概ね次の項目とし、客観的な事実を時系列で整理し、報告を行う。

- ・情報元
- ・発生場所・時間
- ・危機の概要
- ・被害等の具体的状況、拡大の可能性
- ・所管部局の応急措置及び関係機関の対応

## 3 市長への報告

### (1)発生報告等

危機発生時、所管の部局長もしくは主たる対応部局長は、危機の発生報告又は被害状況等を速やかに、市長・副市長へ報告する。

また、当該部局長は、市長・副市長への報告にあわせて、危機管理監、関係部局へ報告するものとする。

### (2)応急対策等の詳報

危機の詳細及び応急対策の詳報については、原則として所管の部局長もしくは主たる対応部局長が、危機管理監同席のもと市長に報告するものとし、必要に応じて関係部局が同席する。

## 4 市議会への報告

所管の部局長もしくは主たる対応部局長は、市議会へ必要な報告を行う。

方法、内容及び時期等について、議会事務局と連絡を取り合って行うこととする。

## 5 危機管理体制の決定

所管の部局長もしくは主たる対応部局長は、発生した危機が軽微な人的・物的被害の発生にとどまり、拡大の可能性がない場合や緊急に対処する必要がない場合などを除き、発生した危機の規模、被害状況及び緊急度に応じて、危機管理監と協議のうえ、必要な危機管理体制をとる。

危機の規模や被害状況等が発生時より拡大した場合又は縮小した場合には、柔軟かつ速やかに、適切な危機管理体制に移行させ対応する。

なお、危機管理体制の決定・変更にあたっては、必要に応じ市長・副市長

の指示を仰ぐものとする。

## 第2節 注意体制（通常業務の範囲）と判断された場合の対策

当該危機が注意体制（通常業務の範囲）と判断された場合、各部局はその通常業務の体制にて対応を行う。

所管の部局長は、危機管理監及び関係する各部局と連絡を密にし、不測の事態に備える。

危機の規模が拡大又は拡大するおそれがある場合、あるいは社会的な影響が大きいと判断される場合には、危機管理監に警戒本部の設置の協議を行い、警戒本部を設置する。

## 第3節 警戒体制（部局対応が必要な危機）と判断された場合の対策

### 1 警戒本部の設置

当該危機が警戒体制（部局対応が必要な危機）と判断された場合、所管の部局長もしくは主たる対応部局長は警戒本部を設置し、マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対処する。

警戒本部を設置した場合、当該部局長は直ちに市長・副市長に報告する。

なお、その後の状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が甚大で、全庁的な対応が必要と判断される場合には、危機管理監に危機管理対策本部の設置を要請する。

### 2 応急対策の実施

所管の部局長は、危機管理監と協議の上、以下の応急対策を適切に行う。

なお、応急対策を実施するにあたり、部局内だけで対応できない場合は、他部局の応援を得ることができる。

この場合、危機管理監は担当部局と応援部局との調整を行う。

#### (1) 被害者への対応

人的被害が発生した場合は、人命の救出及び市民等の安全確保を最優先し、消防・警察及び自主防災組織等の関係機関・団体の協力を得て、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

#### (2) 被害の拡大防止

##### 避難誘導

危機により、人的な被害が発生するおそれがあり、避難の必要性を判断したときは、避難対象区域、避難先、避難ルート等を定め、関係機関等の協力を得て避難誘導を行う。

##### 二次被害の防止

危機による被害の拡大と二次被害を防止するため、関係機関等の協力を得て、危険施設や区域の安全点検、立入りの制限、その他必要な防止措置を講じる。

### 3 警戒本部の廃止

所管の部局長若しくは主たる対応部局長は、当該危機が収束したと認めるとき、又は危機管理対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

## 第4節 非常体制（甚大な規模の危機）と判断された場合の対策

### 1 危機管理対策本部の設置

当該危機が非常体制（甚大な規模の危機）と判断された場合、市長は危機管理対策本部を設置し、全庁的な体制をもって迅速かつ的確に対処する。

### 2 応急対策の実施

前節2における警戒本部の応急対策を踏まえたうえで、「四日市市地域防災計画」の「災害」を「危機」に読み替え、その事務分掌を準用し、迅速かつ的確に対処し、危機の収拾を図るものとする。

なお、当該危機の所管部局が対応に追われ、地域防災計画上の事務分掌を十分に遂行できない場合、調整のうえ、柔軟に動員体制を組みかえることができるものとする。

### 3 危機管理対策本部の廃止

市長は、当該危機が収束したと認めるとき、あるいはその他本部を置く必要がないと認めるときは、危機管理対策本部を廃止する。

## 第5節 広報・情報提供活動

### 1 市民への情報提供

各部局は、情報責任者を中心に一元的な情報管理を行い、危機発生時の混乱を防止し、市民等の安全・安心を確保するため、概ね次の事項を中心に、携帯電話メール、市のホームページ、広報紙、ケーブルTV、コミュニティFMなど、利用可能な媒体により迅速かつ的確に情報を提供する。

- ・危機の発生状況（経過、被害状況）
- ・発生の原因
- ・二次災害の危険性
- ・市民が取るべき適切な対応
- ・応急対策の実施状況及び窓口
- ・災害時要援護者への支援の呼びかけ
- ・生活関連情報

### 2 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供に当たっては、危機の規模、態様に応じて、記者会見、資料提供等の方法により速やかに行うこととし、その方法、内容及び時期等について、広報広聴課と緊密な連絡を取り合っていることとする。

危機発生時の報道機関に対する情報の発表は、次により行う。

#### (1)重要事項の発表

被害が甚大な場合の被害状況、応急対策等の重要な事項についての発表は、市長、副市長が行う。

#### (2)全庁的又は複数部局の対応を要する場合の発表

全庁的又は複数部局の対応を要する場合の被害状況、応急対策等の発表は、主たる対応部局長が行う。

ただし、主たる対応部局長が行うことができない場合は、危機管理監又は主たる対応部局長が指定する者が行う

#### (3)所管部局が対応する場合の発表

所管部局が対応する場合の被害状況、対策等についての発表は、所管の部局長が行う。

## 第5章 危機収束時の対応

### 第1節 安全確認

所管の部局長若しくは主たる対応部局長（危機管理対策本部を設置した時は、市長。）は、危機に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断した場合は、速やかに安全確認を行うものとする。

安全確認された場合は、報道機関を通じて公表するとともに、携帯電話メール、市のホームページや広報紙、ケーブルTV、コミュニティFMなど、利用可能な媒体を活用して広く市民に周知する。

### 第2節 被害者への支援等

各部局は、被害を受けた市民からの相談に対処するため、必要に応じ相談窓口を開設する。

また、危機による負傷・疾病又は生活環境の激変等による健康不安などに対処するため、必要に応じ保健所、医療機関等の協力を得て健康相談を実施する。

### 第3節 事後評価と危機対応力の向上

#### 1 事後評価

各部局は、危機の収束後に危機対応を時系列に整理・記録するとともに、連絡体制や実施した対策についての評価、課題の抽出、改善策の検討を内容とする事後評価を行う。

#### 2 危機対応力の向上

各部局は、事後評価をもとに、必要に応じマニュアルの見直しを実施し、予防対策や危機対応力の向上に努める。

改訂履歴

版数	発行年月	改訂履歴
第1版	平成22年1月	初版発行
第1.1版	平成25年4月	第1章総則第2節対象とする危機第2章対象3 対象とする危機及び第2章危機管理体制第4節 危機対応のための体制3 危機管理対策本部を機構改革により「こども未来部」「健康福祉部」に変更

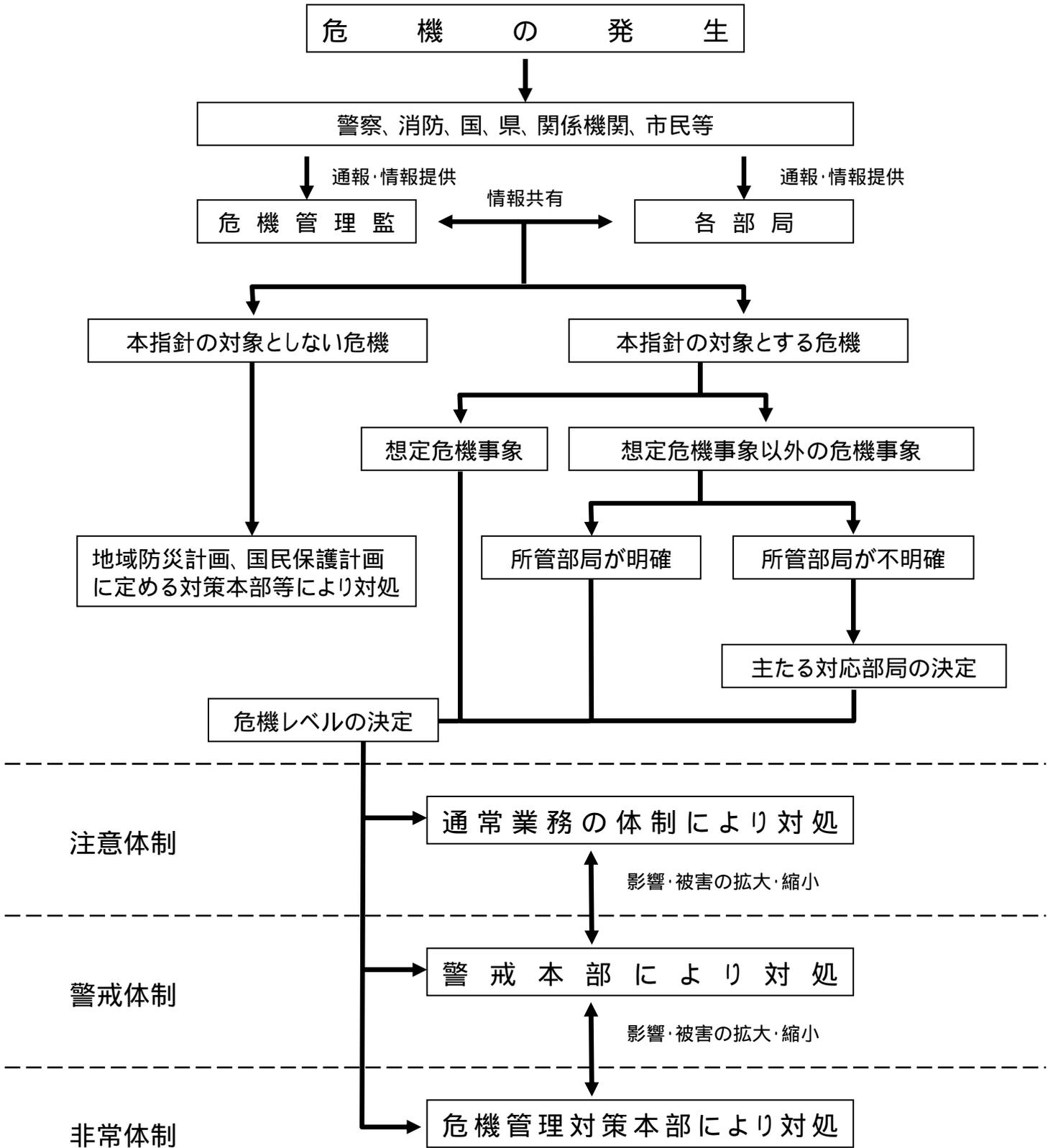
## 別表 危機管理マニュアルの基本項目と構成例

マニュアルに盛り込むべき基本項目と構成例を以下に示す。これらの項目は、危機の種類や特性に応じて適宜、取捨選択・修正すること。

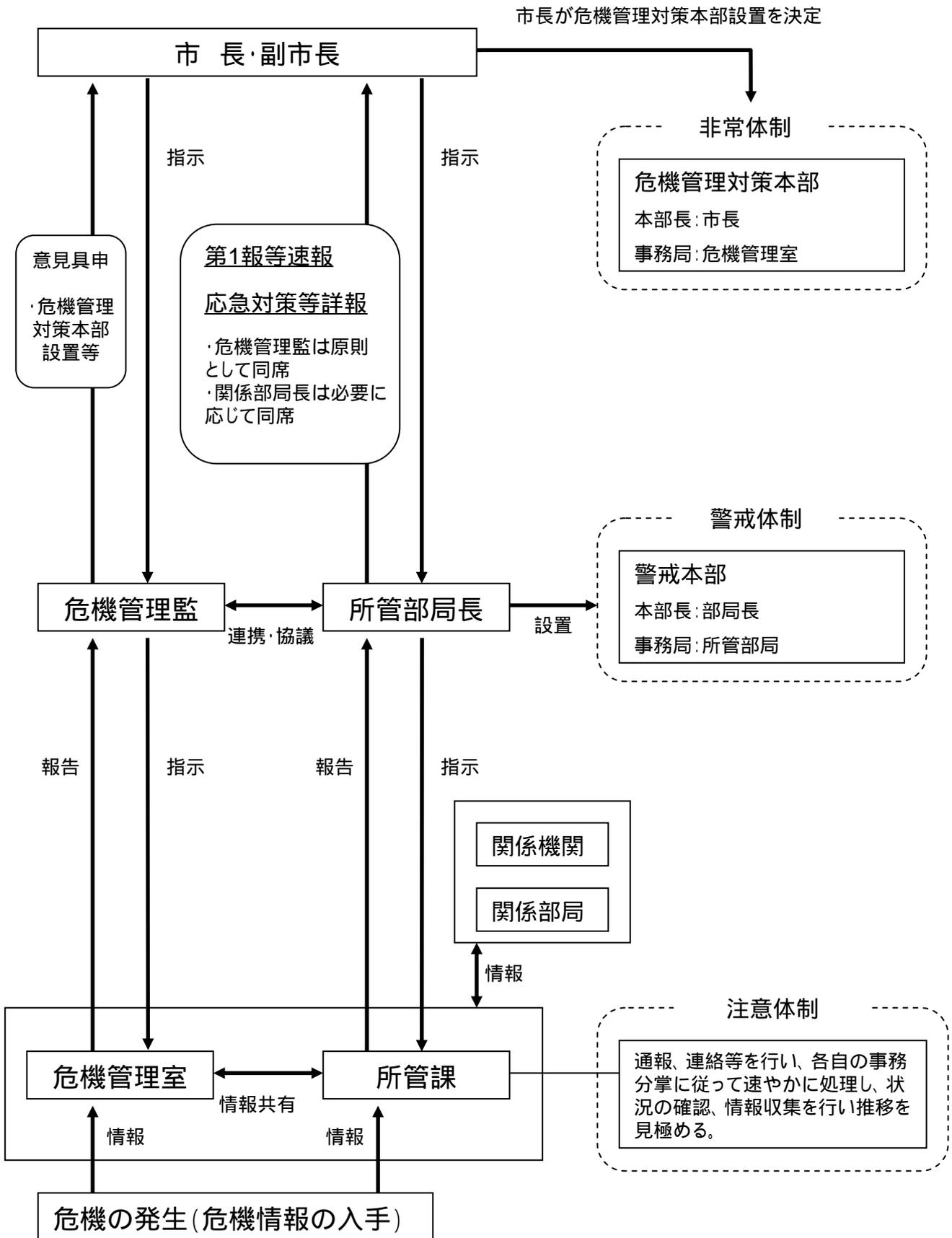
項目	細目	内容
1．総則	目的	危機管理マニュアル作成の目的を記載する。
	基本方針	基本的な対処の方針や考え方等を記載する。
	対象とする危機	本指針の対象とする危機で各部局の責務に基づき当該マニュアルの対象危機を定める。
	危機管理に対する役割	部局の役割を明記する。 当該危機の関連部局とその主な役割を整理する。
2．危機管理の体制	決定基準	レベルごとの決定基準を記載
	対応する危機管理体制	レベルごとの危機管理体制の構成について記載する。特に、情報収集、対応策の決定、庁内・関係機関への連絡、広報など担当者をできるだけ具体的に定めておく。
3．平常時の危機管理	危機予防対策	当該危機を未然防止するための平常時の活動を記載する。(市民への啓発・情報提供、施設の巡回等)
	被害想定	当該危機の被害想定を行い、緊急時に必要な対応策を検討するための基礎資料とする。
	緊急連絡先の整備	関係部局や関係機関等との連携事項、及び連絡手段・ルートを整理し、連絡先一覧等を作成する。
	職員研修、訓練	研修等の実施方法・内容について記載する。
	資機材の整備	必要な資機材の備蓄、補給計画について記載する。
4．応急対策	初期対応	危機発生 of 第一報を受けた後の対応について記載する。(夜間・休日対応できるように)
	情報収集・連絡・管理	収集・連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・連絡ルートと基本ルール</li> <li>・夜間・休日の緊急連絡ルート (連絡手段等も具体的に)</li> <li>・庁内及び関係機関への連絡情報の整理・一元化・共有化</li> <li>・危機情報の整理と一元管理ルール</li> </ul>

	応急対策	危機発生時の応急対応・被害軽減措置について、汎用的な実施行動項目・手順及び実施者等を可能な限り記載する。
	広報広聴	市民への情報提供 報道機関対応 市民からの問い合わせ窓口
5 . 事後対策	安全確認	被害状況の最終確認、安全宣言
	被害者対策	相談窓口の設置など
	復旧対策	市民生活、施設等の復興・復旧 事後の安全確認
	事後評価	危機対応の整理・記録 事後評価の方法など

危機発生時の対処フロー図



危機発生時の連絡系統図



## 【第 報】 危機情報連絡票

報告者	氏名:	所属:	連絡先:
報告日時	平成 年 月 日 時 分		

危機事象の概要 (何が起きたか)			
発生日時	平成 年 月 日 時 分		
被害の状況 可能なら被害の拡大状況又は拡大予測を記載			
応急対策の状況 (応急措置の状況、関係機関の対応状況等)			
情報の通報者	区 分	市民・市職員(所属: )・その他( )	
	氏 名		連絡先
	通報日時	平成 年 月 日 時 分	

受信者の対応状況	受信者	氏名:	所属:	連絡先:
	関係者への連絡	(処理日時:平成 年 月 日 時 分)		
	その他の対応			

1. 危機主管部局が不明な場合は危機管理監に連絡
  2. 第1報は、把握した範囲で直ちに報告、緊急を要する場合は、電話での報告、手書きメモによる報告も可
- 別途定めた報告様式がある場合は、本様式を使用しなくてもよい。